

「農家住宅」又は「農業用倉庫」に係る審査基準

都市計画法第29条第1項第2号に規定する農業を営む者の居住の用に供する建築物（以下「農家住宅」という。）又は農機具等収納施設（以下「農業用倉庫」という。）とは、次の要件に該当するものをいう。

1 農家住宅は、次の要件のすべてに該当するものであること。

(1) 申請者は、次のいずれかに該当するものとして農業に従事（新規就農者を含む。）し、かつ、将来継続して農業に従事する者であること。

ア 市街化調整区域内において1,000平方メートル以上の農地（農家住宅として使用する部分を除く。）につき所有権又は所有権以外の権限に基づいて耕作を行う世帯（以下「農家」という。）の責任者であって、年間60日以上農業に従事する者

イ 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人の構成員であって、年間60日以上当該農業に従事する者

(2) 一農家につき一住宅に限るものとする。

(3) 申請地は、次のすべてに該当するものであること。

ア 原則として500平方メートル以下であること。

イ 耕作地に照らし適切な位置（主たる耕作地から直線で1キロメートルの範囲内）に所在していること。

(4) 申請に係る予定建築物は、農家住宅としてふさわしい規模、構造、設計であり、かつ、周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。

(5) 新規就農者及び当該所有権以外の権限に基づく耕作により、農家住宅を建築する場合にあつては、当該農家住宅の建築後10年間以上、耕作する旨の誓約書等を添付すること。

(6) 住宅の必要性について、合理的理由が存すること。

2 農業用倉庫は、次の要件のすべてに該当するものであること。

(1) 申請者は、市街化調整区域内において農業に従事し、かつ、将来継続して農業に従事する者であること。

(2) 申請地は、耕作地に照らし適切な位置（主たる耕作地から直線で1キロメートルの範囲内）に所在していること。

(3) 申請に係る予定建築物は、耕作規模等に照らしふさわしい規模、構造、設計であり、かつ、次のいずれにも該当するものであること。

ア 延べ面積は、原則として90平方メートル以下であること。

イ 周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。

(4) 新規就農者及び当該所有権以外の権限に基づく耕作により、農家住宅を建築する場合にあつては、当該農家住宅の建築後10年間以上、耕作する旨の誓約書等を添付すること。

(5) 住宅の必要性について、合理的理由が存すること。

附 則

この審査基準は、2015年（平成27年）7月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。